

群馬県空手道連盟規約

第1章 名称及び事務局

第1条 本連盟は、群馬県空手道連盟と称する。

第2条 本連盟は、事務局を事務局長宅に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本連盟は、群馬県におけるアマチュア空手道界を統轄する代表団体として、空手道の健全な発達とその普及をはかり、もって県民の心身の錬成に寄与することを目的とする。

第4条 本連盟は、前条の目的を果たすために次の事業を行う。

- (1) 空手道の普及奨励
- (2) 空手道の指導者の養成
- (3) 空手道に関する調査及び研究
- (4) 大会・講習会・研究会等の開催と刊行物等の発行
- (5) 空手道の段級位の授与
- (6) その他、本連盟の目的を達成するために必要な事項

第3章 会計

第5条 本連盟に加入する団体・個人は、別に定める会費を負担することとする。

第6条 本連盟の経費は、前条会費の他、補助金・寄付金・事業収入、基本財産利子及びその他の収入をこれに当てる。

第7条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8条 本連盟の予算は、毎年度開始前、評議員会の承認を得なければならない。
2. 決算は、会計年度終了後監査を経た上評議員会に報告し、その承認を得なければならない。

第4章 組織

第9条 本連盟は、本連盟の主旨に賛同して加盟する団体または個人をもって組織する。

- (1) 個人の加入
- (2) 道場・クラブ単位の加入
- (3) 職域団体単位の加入
- (4) 学徒団体単位の加入

2 本連盟に加入しようとする団体または個人は、所定の加盟申込書に添付書類を添えて、事務局に提出しなければならない。

3 前項の申し込みがあったときは、理事会の議決を経て可否を決定し、会長がその旨を当該団体または個人に通知する。

4 加盟団体または個人が脱退しようとするときは、所定の脱退願に理由

を記して会長に申し出なければならない。この場合には第2項・第3項を準用する。

5 加盟団体・個人で次の事項に該当するものは、理事会の議決をもって除名その他の処分をすることができる。

- (1) 本連盟の名誉を傷つけたもの
- (2) 本連盟の目的に反する行為を行ったもの
- (3) 本連盟に個人・団体登録しないもの
- (4) 本連盟の議決事項に違反したもの

6 加盟団体・個人に、次に該当する事由が発生したときは、本連盟を脱退したものとみなす。

- (1) 加盟個人としての資格条件に欠けたとき
- (2) 加盟団体としての資格条件に欠けたとき

第10条 本連盟に、次の役員を置く。

会長1名 副会長若干名 理事長1名 副理事長若干名 事務局長1名
事務局次長若干名 常任理事若干名 理事 評議員 監事3名以内
委員若干名 他に、顧問・相談役等を若干名置くことができる。

第11条 会長・副会長は、評議員会に於いて推戴するものとする。

2 会長は、本会を代表して会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、予め会長が指名した順序により、その職務を代行する。

第12条 理事長・副理事長は、常任理事の互選により、会長が委嘱する。

2 理事長は、会長の命を受けて会務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、予め会長が指名した順序により、その職務を代行する。

第13条 事務局長及び事務局次長は、理事会に諮って、会長が委嘱する。

2 事務局長は、理事長の指揮をうけて、本連盟の事務を執行する。

3 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代行する。

第14条 常任理事は、理事の互選により、会長が委嘱する。

2 常任理事は、理事長・副理事長を補佐し、常務を掌理する。

第15条 理事は、理事会を組織し、この規約に定めるところに従い、職務を行う。

2 理事の定数及び選出方法は、別に細則を持って定める。

第16条 評議員は、評議員会を組織し、本連盟の会務を審議する。

2 評議員の定数及び選出方法は、別に細則をもって定める。

第17条 監事は、評議員会に於いて選出し、会長がこれを委嘱する。

2 監事は、本会の会計・事業を監査する。

第18条 顧問及び相談役等は、空手道功労者・学識経験者から理事会に於いて推薦したものを、会長が委嘱する。顧問は会長の諮問に応じ、相談役は本連盟の会務に参画できる。

第19条 役員任期は、2ヶ年とする。ただし再任を妨げない。補欠役員任期は、前任者の在任期間とする。なお、会務に支障のない限り補欠選挙を行わないことができる。

第20条 本連盟に、委員を置く。委員は、加盟団体・個人から、会長が若干名委嘱する。委員は、本会の別に定める委員会に属する。

2 委員は、指導奨励の任務を分掌する。

第6章 会議

第21条 本連盟の会議は、評議員会・理事会・常任理事会、及び各委員会とする。

第22条 理事会は、会長・副会長・理事長・副理事長・事務局長、及び理事をもって組織する。

2 理事会は、毎年9月と2月の2回定期的に招集するほか、会長が必要と認めたとき、または理事の2分の1以上の要求があったときに招集することができる。

3 理事会の招集の通知は、議決すべき事項を記載して、少なくとも会日の2週間前に発送すべきものとする。

4 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立する。ただし、予め事務局に提出した委任状は、成立要件として認める。

5 理事会は会長が招集し、会長は議長として議事を整理する。ただし、会長は、状況により議長を指名することができる。

6 理事会の議事は、出席した役員多数決をもってし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第23条 理事会は、本連盟の執行方針を決定し、運営の責に任ずる。

2 理事会は、常務に関し常任理事会に委任することができる。

第24条 常任理事会は、会長・副会長・理事長・副理事長・事務局長・常任理事をもって組織する。

2 常任理事会は、年4回を原則として開催するほか、理事長が必要と認めたときに招集することができる。

3 常任理事会は理事長が招集し、理事長は議長として議事を整理する。ただし、理事長は、状況により議長を指名することができる。

4 常任理事会において、第22条第3項、第4項及び第6項を準用する。

- 第25条 常任理事会は、既定方針にもとづき常務を執行する。
- 第26条 評議員会は、会長・副会長・理事長・副理事長・事務局長・常任理事・理事・監事、及び評議員をもって組織し、毎年1回定期的に召集する。
また、常任理事会において必要と認めるとき、または理事及び評議員合計数の2分の1以上から要求のあったとき、臨時に召集することができる。
- 2 評議員会は、理事及び評議員の過半数の出席をもって成立する。
ただし、予め事務局に提出した委任状は、成立要件として認める。
- 3 評議員会は会長が招集し、会長はその議長として議事の整理をする。
- 4 評議員会には、第22条第3項・第5項・第6項を準用する。
- 第27条 評議員会で議決することは次の事項である。
- (1) 規約の改正
(2) 本連盟の事業について
(3) 収支予算並びに決算について
(4) その他、会議において必要と認めた事項
- 第28条 会長及び理事会が必要と認めた各委員会に関する事項は、別に定める。
- 第7章 雑則
- 第29条 本連盟規約の改正は、評議員会において実際の出席者の3分の2以上の多数による議決を必要とする。
- 第30条 本連盟の施行について必要なる事項の細則は、理事会の決議を経て、会長が定める。
- 第31条 本連盟は、評議員会において出席者の4分の3以上の多数による議決をもって解散することができる。
- 2 解散した場合の残余財産の処分等については、理事会で定める。

附 則	この規約は昭和40年	7月18日	施 行
	昭和58年	4月 1日	一部改正
	平成 3年	4月14日	一部改正
	平成15年	4月 6日	一部改正
	平成19年	4月 3日	一部改正
	平成31年	3月31日	一部改正
	令和 6年	3月31日	一部改正